

うわじゆく
那珂川町上宿分譲宅地募集案内

1 分譲宅地の概要

- (1) 所在地 那珂川町小川字上宿 2 2 9 5 番 1 分筆予定 (別紙参照)
- (2) 区画数 4 区画 (別紙参照)
- (3) 土地面積 ③ 3 2 8 . 1 2 m² ④ 3 2 8 . 1 1 m²
⑤ 3 2 8 . 1 0 m² ⑥ 3 2 8 . 0 9 m²
- (4) 分譲価格 ③ 3 7 0 万円 ④ 3 7 0 万円 ⑤ 3 7 0 万円 ⑥ 3 7 0 万円
- (5) その他経費 ア) 上水道の加入金が必要になります。
イ) 下水道の負担金は分譲価格に含まれています。
ウ) ケーブルテレビについては、光化事業を実施しているため、
ケーブルテレビ放送センター (TEL : 0287-92-1121) にお問い合わせください。
- (6) 地 目 宅地
- (7) 建築規制 都市計画区域外 (容積率・建ぺい率は特になし)
土砂災害警戒区域外
- (9) 設備の状況 ア) 道 路 幅員 6 . 0 m
イ) 水 道 那珂川町上水道
ウ) 下水道 那珂川町下水道
エ) 電 気 東京電力、他
オ) ガ ス プロパンガス (個別)
カ) 雨 水 区画内処理
- (10) 交 通 J R 烏山線 烏山駅 1 5 k m (車 : 2 2 分)
J R 東北本線 氏家駅 2 0 k m (車 : 3 0 分)
- (11) 周辺施設までの距離
那珂川町立わかあゆ認定こども園・・・約 1 . 7 k m
那珂川町立小川小学校・・・・・・・約 0 . 7 k m
那珂川町立小川中学校・・・・・・・約 0 . 3 k m
スーパー・・・・・・・・・・・・約 1 . 7 k m
コンビニ・・・・・・・・・・・・約 0 . 6 k m
佐藤医院・・・・・・・・・・・・約 1 . 0 k m
上野医院・・・・・・・・・・・・約 1 . 0 k m

2 譲受人の資格

- (1) 町内に住所を有し、自ら居住する住宅を建築するため宅地を必要としている者、又は町外に住所を有し、本町内に居住する目的のために住宅を建築する宅地を必要としている者
- (2) 本人及び同居予定者を含め、市町村税を滞納していない者
- (3) 分譲代金の支払及び当該宅地に住宅を建設するための資金を有している者、又は調達ができる者
- (4) 本人及び同居予定者が、那珂川町暴力団排除条例 (平成 2 3 年那珂川町条例第 1 8 号)

第2条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定する暴力団員等でない者

3 分譲の条件

(1) 売買について

- ・優先順位を付けた複数区画の分譲申し込みを受け付けます。
- ・同一区画の申込者が2名以上になった場合は、以下のとおり選定します。なお、選定できない場合は、公開抽選により選定します。(抽選予定日:令和7年8月8日(金))
 - 優先順位1 条件:子育て世帯(小学生以下の子どもがいる世帯)
 - 優先順位2 条件:子育て世帯(中学生の子どもがいる世帯)
 - 優先順位3 条件:その他の世帯
- ・宅地の所有権移転登記は、町が嘱託で行います。ただし、所有権移転登記にかかる収入印紙代等は、譲受人の負担とします。
- ・宅地を他人に譲渡することは禁止します。ただし、やむをえない事情により町長が認めた場合は除きます。
- ・申込書類の審査結果により、譲渡できない場合があります。

(2) 宅地について

- ・区画は現状で譲渡します。
- ・住宅建築の際は、地盤改良や整地が必要な場合があります。
- ・雨水は区画内処理を原則とします。

(3) 建築住宅について

- ・建築住宅は一戸建てとし、その用途は専用住宅とします。
- ・宅地引渡し後は、1年以内に住宅建築に着手し、完成後は入居してください。

(4) 附帯工事について

- ・住宅建築に伴う附帯工事(地盤改良、整地、地質調査、給排水、フェンス等)は、すべて譲受人の負担となります。
- ・擁壁工事等の際は、隣接者と境界の確認を行ってください。

(5) 屋外の広告物について

- ・宅地内には、原則として屋外広告物の設置又は掲示をしないでください。

(6) 地域活性化の促進について

- ・分譲宅地に居住する方は、地域コミュニティ活動等への参加をお願いします。

(7) その他

- ・道路や側溝等、宅地周辺の環境美化にご協力ください。
- ・住宅の建築前は、宅地の維持管理に努めてください。
- ・住宅の建築後は、庭木や雑草の手入れを行い、周囲に迷惑をかけないでください。
- ・売買契約後に発生した住民間のトラブルは、当事者間で解決してください。
(町は介入いたしません。)
- ・お申込みの際に那珂川町分譲宅地規則及び那珂川町上宿分譲宅地募集案内の記載内容を遵守することを誓約していただきます。

4 申込方法

- ・ 申込期限 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）必着
（郵送での申し込みも受け付けます。）
- ・ 提出書類 ①分譲宅地申込書 ②建築計画書及び資金計画書
③申込書添付書類
（世帯及び居住予定者全員分の住民票、誓約書、自己資金を証明する書類、
借入金を証明する融資証明書又は融資承諾書、等）

5 分譲代金等の支払い

- ・ 契約保証金を差し引いた分譲代金は、町が指定する期日までに納入通知書により一括
納付してください。
- ・ 所有権移転登記に要する経費は、全て譲受人の負担となります。

7 工事実施のお知らせ

- ・ 本分譲宅地の造成工事等が令和 7 年 5 月頃まで実施いたします。

6 現地説明

現地説明を希望する場合は、事前にお問い合わせ先までご連絡ください。

※個人で現地を見学する場合は、造成工事等を実施しているので、安全を十分に確保
した上で、見学することをお願いいたします。

7 問合せ・申込書提出先

〒 3 2 4 - 0 6 9 2 栃木県那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地
那珂川町企画財政課 なかがわぐらし推進係
TEL : 0 2 8 7 - 9 2 - 1 1 1 4

那珂川町上宿分譲宅地 区画図

令和7年4月現在

